

中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）交付要綱

第1 趣旨

知事は、中小企業者等の米国関税措置による影響を最小限にするとともに、収益力向上と持続的発展を図るため、中小企業等収益力向上事業（米国関税対応枠）を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「中小企業等収益力向上事業（米国関税対応枠）」とは、中小企業者等が行う、米国関税措置による影響を最小化し、付加価値の向上を目標とする事業計画に基づく事業であって、別表1に掲げるものをいう。
- (2) この要綱において「中小企業者等」とは、別表2に掲げる者であって、県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) この要綱において「付加価値の向上」とは、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額が、計画期間が終了するまでに向上することをいう。
- (4) この要綱において「付加価値額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。
- (5) この要綱において「事業計画」とは、一年間の補助事業に係る計画を含めた付加価値の向上を目標とする最長3年間の計画をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）及び補助期間

別表3に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において様式第4号による取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に、補助事業の成果に基づき特許権、実用新案権、意匠権等（以下「産業財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡若しくは実施権を設定した場合には、速やかに様式第5号による産業財産権等取得等届出書を知事に提出しなければならないこと。

ならないこと。

- (7) 知事は、(6)の規定により提出された産業財産権等取得等届出書により、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定による収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

第6 軽微な変更

第5の(1)のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 事業の内容の変更
事業の実施過程で生じた事情の変化による取るべき方法又は手段の部分的な変更
- (2) 経費額の変更
補助事業に要する経費の額の20パーセント以内の増減となる変更

第7 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書（様式第6号）
 - イ 変更事業計画書（様式第2号）
 - ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第8 状況報告

補助事業者は、別に定めるところにより、補助事業の実施状況に関し知事に報告しなければならない。

第9 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第7号）
 - イ 事業実績書（様式第8号）
 - ウ 収支決算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第10 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第9号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額
当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額
実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還
(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る

消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業区分
・収益力や生産性の向上を図る自社にとって新たな事業 1 新商品の開発又は生産 2 新役務の開発又は提供 3 新事業分野への進出 4 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 5 役務の新たな提供の方式の導入 6 販路拡大・サプライチェーンの再構築

別表 2

ア	中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 8 号に規定する中小企業者
イ	中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 5 項第 1 号から第 7 号に規定する特定事業者
ウ	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人
エ	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づき認定された公益社団法人及び公益財団法人
オ	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された特定非営利活動法人
カ	労働者協同組合法（令和 2 年法律 78 号）に基づき設立された労働者協同組合

別表 3

事業区分	補助対象経費	補助率（額）
別表 1 で定める事業	中小企業等収益力向上事業（米国関税対応枠）に要する経費のうち、次に掲げるもの 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、原材料費、機械部品又は工具器具費、機械装置費、産業財産権等の導入に要する経費、委託・外注費、展示会等出展費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、雑役務費、広報費、通訳・翻訳料	左に掲げる経費の 2 分の 1 以内の額とし、300 万円を限度とする。 なお、算出した補助額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

中小企業等収益力向上事業費補助金（米国関税対応枠）交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年度において中小企業等収益力向上事業（米国関税対応枠）を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請

- (1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円
- (2) 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社又は当団体

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有しているもの
- (6) 役員等が、その相手方が (1) から (5) のいずれかに該当するものであることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結しているもの

2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
- (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 氏 名 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

印

※ 添付書類：役員等名簿

（注） 氏名を自署する場合、記名押印を省略することができる。

(表)

役員等名簿

所在地
会社名
作成担当者
連絡先

No	役職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日(大正 T、昭和 S、平成 H)	性別(男女)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所
商号又は名称
氏名(代表者)

印

(注) 氏名を自署する場合、記名押印を省略することができる。

(裏)

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあつては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあつてはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(かたかな)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報がある3の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印又は自署をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。ただし、申請人氏名を自署する場合には省略することができます。

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

中小企業等収益力向上事業（米国関税対応枠）

1 補助事業の概要

2 補助事業の具体的内容

(1) テーマ名

区 分	内 容
米国関税措置 の影響	
目 的	
実施時期	
担 当 者 (実施体制)	
取組内容	
成果目標	

(2) 補助金の交付を受けた実績（過去 5 年間実績を記入）

年度	補助金名	補助金交付者	実施した補助事業の内容及び成果

(3) 補助事業の実施日程

開始予定日	完了予定日

(4) 補助事業における目標

目標

3 経費の積算明細

経費区分	積算の明細	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備 考
		0 円	円	円	
合 計					

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
県費補助金	円	円	円	円	
自己負担	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

（注）収支決算書の場合は、決算額と予算額を記載すること。なお、変更交付決定を受けている場合は、決算額と変更予算額を記載すること。ただし、表題は「予算額」と記載すること。

取得財産等管理台帳（ 年度）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取 得 年 月 日	保管場所	備考
			円	円			

（注）

- 1 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合に区分して記載すること。
- 2 取得年月日は、検査を行う場合には、検収年月日を記載すること。

産業財産権等取得等届出書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業等収益力向上事業（米国関税
対応枠）に関し、産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、次のとおり届け出ます。

- 1 種類（番号及び産業財産権等の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡又は実施権の設定の場合）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

中小企業等収益力向上事業（米国関税対応枠）計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業等収益力向上事業（米国関税
対応枠）の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 7 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業等収益力向上事業（米国関税
対応枠）が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

事業実績書

中小企業等収益力向上事業（米国関税対応枠）

1 補助事業の内容

(1) 補助事業の実施内容

【テーマ名】

区 分	内 容
米国関税措置 の影響	
目 的	
実施時期	
担 当 者 (実施体制)	
取組内容	
成 果	

(2) 補助事業における目標の達成状況

目 標	達成状況

(3) 実施場所

(4) 実施期間

2 補助事業の進捗状況（翌年度以降の計画を含む）

	計画※ ³	実施状況
1 年目		
2 年目※ ¹		
3 年目※ ²		

※¹ 事業計画期間が 2 年間の場合は、2 年目まで記載すること。

※² 事業計画期間が 3 年間の場合は、3 年目まで記載すること。

※³ 2 年目及び 3 年目の計画は、1 年目の実施状況を踏まえて記載すること。

3 経費の積算明細

経費区分	積算の明細	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備 考
		円	円	円	
合 計					

様式第 9 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた中小企業等収益力向上事業（米
国関税対応枠）の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた中小企業等収益力向上事業（米国関税
対応枠）の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1	補助金の確定額	金	円
	（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2	補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等		
		金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4	補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名